

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

35期(1981/昭和56年)

## 私の司法修習生の時代

会員 米川 長平 (35期)

1981年4月、35期修習生（約500人）は、湯島の研修所に入所した。場所は旧岩崎邸庭園の別棟ビルである。当時、修習期間は2年で、前期、後期、各4カ月はクラスに分かれて研修所で修習、残りの1年4カ月は各地に散って実務修習を受けた。

司法修習生の時代のクラスは1組である。1組は毎年いまだに同クラスの懇親会の旅行会を開くのでクラス会旅行が残っている。

実務修習は東京1班の32名で刑事裁判修習から始まっていた。刑事部は合議部と単独部に分かれていた。それぞれの部で刑事裁判修習を受けた。そのころ東京地裁ではいわゆるロッキード事件の公判担当を進行していた。刑事裁判修習ではロッキードを修習担当した事件、諸々の刑事修習において体験した。覚醒剤事件、大麻取締法違反事件なども刑事裁判修習において経験した。私は連合赤軍事件もたまたま「アタリ」という傍聴券を利用して傍聴していた。この頃は、最初の覚醒剤事件において思わず涙が出てきた思い出があるが、その以後は慣れて涙が出なかった。

民事裁判修習は合議部と単独部とあって、それぞれで民事裁判修習を受けた。この裁判の各部において民事裁判修習が裁判と和解にて終わって行く体験をしたが、それぞれに個性を発揮して事件処理すると感じていた。民事裁判修習のそれぞれの各講義を受けていたが、この内容は相当考えて全体講義

を考慮しているものである。民事裁判修習において伊豆の旅行に同伴いただいたことを思い出した。この内容を伊豆の度に思い出すようである。

検察修習では公判修習と取調修習に分けて修習を受けた。見学先はたくさんあった。パトカー試乗、スリ捜査同行、法医学死体修習及び巡視艇の乗船などあった。取調修習において、覚醒剤使用の取調べを担当したことがあったが、実地の体験として貴重であった。私は公判修習において各種の体験をし、いろんな事件も体験した。

弁護修習は弁護士の各種の体験をした。相談業務、起案業務、各弁護活動において、多くの弁護士修習の体験をした。担当弁護士は故人となっているが、いろいろな弁護士修習を体験した。担当弁護士はいわゆる東京芸大事件であるバイオリン事件について修習し、相談業務において、日中学生会館の問題を扱っていた。また、担当弁護士はシベリア抑留事件における弁護活動の実態も取り扱っていた。弁護修習において、初島、大島のクルーズも日帰りであったが、楽しかった思い出である。

修習の2年間はいわば猶予期間のようなものであったが、そのことが法曹としての活動と業務外の日常生活の糧となっているようである。

お世話になった方々のお名前をあえて記さなかった。書ききれないほどの多くの人の善意に助けられて修習ができたことに感謝している。